

C. 東京日野ロータリークラブ新世代育成資金運用規程（参考資料）

前文

東京日野ロータリークラブは、青少年育成のための奉仕活動の一環として、1977年にクラブ独自の奨学金制度を発足させ、以後18年間、1995年まで100名以上の学生に奨学金の給与を行ってきたが、2001年、それまでに蓄積されていた奨学金基金（約2,200万円）をより有効により広範囲に活用すべく、かかる制度の全面的な見直しをはかる新世代育成基金運用特別委員会を設置した。当委員会での協議検討に基づき新たに提案されたプログラムは、日野市内公立中学校8校より約20名の生徒を選抜し、福島県のBritish Hills（疑似体験型国際研修センター）へ国内留学生として派遣し、東京日野ロータリークラブがその費用を全面的に支援する計画であった。このプログラムは2002年より3年間の期限をつけて早速実施されることとなる。

東京日野ロータリークラブは、このような地域の人々から高い評価を受ける青少年育成のための意義あるプロジェクトを、これからも継続して実施していきたいと考え、この種の大規模なプロジェクトを資金面で可能にする財政上の仕組み（新世代育成資金制度）をしっかりと築くことが最重要課題である、との認識に達した。そこで引続き特別委員会で討議が重ねられた結果、2004年7月上記の基金に基づき、「青少年の健全な育成を目指す事業を通じて、社員相互の交流を深めることを目的」（定款第3条）とする有限会社中間法人「東京日野ロータリークラブ新世代育成会」が設立され、同ロータリークラブの青少年育成奉仕活動を恒常的に支援する態勢がつけられた。それと並行して検討されていた、2004年～2005年度で期限切れを迎えるBritish Hills中学生国内留学事業の見直しに関しても、2005年4月に日野市教育委員会との間で、当事業に対し「その決算額の1/2を限度に、2008年までの3年間、日野市が補助金を交付する」との協定書が正式にとり交わされ、このプロジェクトは、地方行政機関との共同事業という性格を帯びると同時に、新しい態勢のもとでの、東京日野ロータリークラブ新世代育成資金制度の最初の活用例となったのである。以下に記す「東京日野ロータリークラブ新世代育成資金運用規程」は、2002年6月5日より施行されている「東京日野ロータリークラブ新世代育成委員会運営規則」を基盤に、上記の新たなる態勢との整合性をはかるべく、改めて制定されたものである。

第一章 目的および基本方針

1条 目的

新世代育成資金制度は、ロータリークラブの新世代育成奉仕の理念に則り、東京日野ロータリークラブならびに、同クラブと青少年の健全な育成の理念を共有する、地方自治体・地域団体の企画し実行する新世代育成プログラムに必要な資金を供与することを目的とする。

2条 基本方針

新世代育成資金制度は、東京日野ロータリークラブのみならず、同クラブが連携し協力する地方自治体・地域団体による青少年育成のための活動・行事・事業に広く活用されることを願っている。青少年の健全な育成は人類の永遠の課題である。地域社会の実情と時代の動向とを的確に把握しながら柔軟にかかる課題と取り組む上記諸組織の試みが、堅実な成果をあげる一助となることを、当制度の基本方針とする。

第二章 新世代育成資金の管理および運用組織

3条 資金

新世代育成資金（以下資金と略記）は、東京日野ロータリークラブ新世代育成プロジェクト費ならびに会員個人の寄付金、前年度からの繰越金をもって充当する。

4条 管理

資金は、東京日野ロータリークラブ新世代育成資金特別口座を設けて特別会計とし、各年度の理事会がその管理に当たる。資金の収支に関する事項は、各年度の会計役員がその処理を行う。なお理事会は、各年度毎に資金の運用状況、収支決算等を東京日野ロータリークラブ会員に報告するものとする。

2 各年度の資金残高は、次年度へ繰り越すことができる。

5条 運用組織

各年度の理事会は、資金の運用を的確かつ有効に行うため、新世代奉仕委員会のなかに特別委員会を設置する。

2 当委員会の名称は、東京日野ロータリークラブ新世代育成委員会（以下、新世代育成委員会と略記）とする。

3 新世代育成委員会は、理事会から委嘱される委員長ならびに若干名の委員によって構成され、少なくとも構成メンバーのうち2名は、次年度に継続してその任に当たらなくてはならない。

6条 新世代育成委員会

新世代育成委員会は、以下の五項目について具体的な措置を講ずるものとする。

(1) 資金活用プランの収集

新世代育成委員会は、資金の有効な活用をはかるため広くロータリー会員ならびに日野市行政機関（特に教育関係機関）、地域団体等より財政上の支援を必要とする新世代育成のためのプランを収集し、資金の性格に適したプランに関してその要旨をまとめ、資料を添付し提案書を作成する。

付則1 収集されるプランはロータリークラブの単年度制からすれば、年度ごとに完結するものを原則とするが、資金の性格上複数年度にまたがるプランの収集を排除するものではない。

2 年度にまたがって継続するプランに関しても提案書は必要とされる。

(2) 新世代育成資金実行プログラム選考会（以下、選考会と略記）の開催

新世代育成委員会委員長は、毎年2月に選考会を開催しこれを主催する。選考会は、その年度ならびに次年度の会長・幹事・新世代奉仕委員会委員長、および新世代育成委員会委員により構成される。

(3) 新世代育成資金実行プログラムの選考

選考会は、新世代育成委員会が作成提出した提案書の中からその年度あるいは次年度に実行可能なプラン（継続プログラムも含む）を選考する。新世代育成委員会委員長は、プランの選考過程および結果を報告書にまとめ、各プランに関する実行計画書および資金計画書を添付して理事会に提案し、その承認を経て該当年度実行プログラムの実施を決定する。

2 適切有効な実行プログラムを選考するに至らなかった場合には、当該年度の実行プログラムの実施を休止することができる。ただし、新世代育成委員会委員長は、休止の理由等を明らかにした報告を理事会に対して行わなければならない。

(4) 実行プログラムの実施

新世代育成委員会は、理事会の承認を経て決定された実行プログラムの実施に参画しこれを指導する。

付則1 新世代育成委員会は実行プログラムに固有の名称を付すことができる。

2 半年以上の期間にわたって学費あるいはそれに相当する額の研究費の供与にあずかった者に、東京日野ロータリークラブ新世代育成奨学生あるいは奨学研究者の名称を付すことができる。

(5) 実行プログラムの成果の報告と継承

新世代育成委員会は、資金を活用して実行されているプログラムの実施状況および成果について、必要あるごとに理事会あるいは会員に報告するものとする。

2 新世代育成委員会は、当資金およびそれに基づく実行プログラムの意義を地域社会に浸透させるとともに、プログラム参加者相互の一層の親睦と研鑽をはかるため、理事会の承認のもと、ロータリークラブ会員、東京日野ローターアクト、地域関係者、資金受給者の協力を仰ぐことができる。

付則1 2002年以降BritishHills派遣生徒を組織して結成されているウィング会は、引き続き東京日野ローターアクトの協力のもと新世代育成委員会によって運営される。

第三章 改正

7条 改正

この規程の改正は、新世代育成委員会および新世代奉仕委員会の発議により理事会の承認を得て、東京日野ロータリークラブ細則第15条に準じて行われる。

付則1 この規程は、2005年4月27日より施行する。

註：一般社団法人（2009年7月29日までは有限責任中間法人）東京日野ロータリークラブ新世代育成会が2014年4月9日をもって解散と清算を行う旨の決議をしたため、本規程は参考資料としてのみ記載されている。

2014年5月7日 クラブ細則検討委員会